

## 議事（４） 変更申請基準について（案）

### 現 行 （第8回基金運営委員会決定事項）

熊本市補助金等交付規則第7条に規定する内容を基本とし、さらに以下の規定を設け軽微な変更内容についても必ず協議・届出を行うこととする。

- ① 事業内容の変更については、事業の開始前に限り協議に応じる。但し、当初の事業の主旨が変わるものなど、内容により不承認とする場合もある。
- ② 収支の変更については、概ね事業費の1割程度までは承認し、変更申請を行うものとする。但し、内容により不承認とする場合もある。
- ③ 助成事業そのものの目的を変更するものは承認しない。
- ④ 変更に関する協議を行わずに事業を実施した場合は、助成額の確定を行うときに減額することがある。
- ⑤ 費目ごとに5割以上の増減があるものは、変更申請を行うこととする。（計上していた費目が0になる場合や記載のなかった費目が発生する場合も含む。）

### 熊本市補助金等交付規則（抜粋）

第7条 補助金等の交付の決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には遅滞なく補助事業等計画変更申請書（様式第3号）に第4条各号に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。但し、軽微な変更については、この限りでない。

### 課 題

⑤について 事業予算規模が小さいため、費目ごとに5割以上の増減があるものを変更申請対象とすると小額の増減でも変更申請手続きが発生してしまう。

### 事務局案

熊本市補助金等交付規則第7条に規定する内容を基本とし、さらに以下の規定を設け~~軽微な変更内容についても必ず必要に応じて~~協議・届出を行うこととする。

- ① 事業内容の変更については、事業の開始前に限り協議に応じる。但し、当初の事業の主旨が変わるものなど、内容により不承認とする場合もある。
- ② 収支の変更については、概ね事業費の1割程度までは承認し、変更申請を行うものとする。但し、内容により不承認とする場合もある。
- ③ 助成事業そのものの目的を変更するものは承認しない。
- ④ 変更に関する協議を行わずに事業を実施した場合は、助成額の確定を行うときに減額することがある。
- ~~⑤ 費目ごとに5割以上の増減があるものは、変更申請を行うこととする。（計上していた費目が0になる場合や記載のなかった費目が発生する場合も含む。）~~

### （提案理由）

費目ごとの増減については、熊本市補助金等交付規則に規定される「軽微な変更」とし、軽微な変更については、必ず報告を行う必要はないとしたい。